

平成26年2月から公共工事設計労務単価 全国平均7.1%アップ

若い技能労働者の入職を増加させるには賃上げが最も有効だが、国土交通省はこのほど、公共工事の設計労務単価を1万6,190円(47都道府県、51職種、加重平均)、平成25年4月比7.1%(同、単純平均)引き上げた。昨年4月と今回で合計約23%上昇となり「現場の職人の実際の賃金に反映させれば処遇改善が大きく進む」と国土交通省は話している。

昨年3月、国土交通省は2013年度の設計労務単価を前年度比15%増と大幅に引き上げた。

4月には太田昭宏国土交通大臣が建設業界団体の幹部に会い、技能労働者の賃金水準引き上げを要請した。

このような中で、この設計労務単価の上昇率では不足という声が業界から上がっていたが、国土交通省は、これも踏まえて今回の設計労務単価引き上げを実施した。なお、単価決定に当たり、社会保険未加入者が適切に加入できるように、前回に引き続き、法定福利費本人負担分相当額を反映しているという。また、入札不調の増加に応じて設計労務単価を機動的に見直すようにしている。

設計労務単価は基本給相当額+基準内手当+賞与などの臨時給与+実物給与で構成している。

建設労働者が受け取る賃金をもとに設定している設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘があり、この対策として国土交通省は設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額を並列表示し、設計労務単価には必要経費が含まれないことを明確化している。

日装連新聞(第442号)より引用